



晴海臨海公園の使用料および 受付場所を変更します

問い合わせ 都市計画課 ☎2167

現在、整備工事を行っている晴海臨海公園の球技場・管理棟・トイレ棟などが4月2日(木)から新たにご利用いただけます。

施設整備に伴い、晴海臨海公園の使用料および受付場所が変更になります。

受付場所

8時30分から19時(水曜日は休館)に大竹市晴海臨海公園管理棟(電話番号未定)へ。

※ なお、3月31日(火)までに使用申請を行う場合は小方公民館(☎6249)で受付を行います。

利用時間および休日など

施設名	利用時間	休日	使用申請方法
管理棟	9時～19時	○毎週水曜日 ※ ただし、水曜日が休日の場合は、直後の休日でない日 ○年末年始(12月29日～1月3日)	—
テニスコート	9時～21時	なし ※ ただし、管理棟が休館の場合、事前に使用許可があったもの限り、市役所総務学事課(1階)または宿直で鍵を貸し出します。	市民の方:使用する日の3週間前から 市外の方:使用する日の2週間前から (※ 4月1日(水)使用分からの受付より)
球技場			
多目的グラウンド	9時～20時	なし	大竹市体育施設利用団体(団体登録)のみ、利用する日の3カ月前からブロックごとに貸し出し
ゲートボール場			

○受付前に「市の行事」や「大竹市総合型スポーツクラブが主催・共催する大会などの使用」で予約が入っている場合があります。

○「市民」とは、大竹市に在住されている方および在勤の方とします。

使用料 (平成27年4月1日施行)

有料公園施設		使用料			
テニスコート	1面1時間につき	一般	市民	320円	
			市民以外	490円	
		高校生以下		240円	
	照明設備	1面1時間につき		390円	
放送設備	一式1回につき		690円		
球技場	1面1時間につき	一般	市民	720円	
			市民以外	1,080円	
		高校生以下		540円	
	照明設備	1面1時間につき	全灯		4,120円
			2/3灯		2,750円
1/3灯			1,380円		
放送設備	一式1回につき		690円		
管理棟	1時間につき	一般	市民	320円	
			市民以外	490円	
シャワー設備	1人1回につき		100円		
公園内倉庫	1㎡当たり1月につき		180円		

備考

○使用時間が1時間に満たない場合または使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなします。

○使用面積が1㎡未満である場合または使用面積に1㎡未満の端数がある場合は、1㎡とみなします。

○「高校生以下」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方およびこれ以外の方で学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)に該当するもの(高等専門学校の第4学年および第5学年に在学する方を除く)をいいます。

○高校生以下および一般の方が共同で使用する場合の使用料の額は、一般の方が使用する場合の使用料の額となります。

※ 「市民」と「市民以外」区分は、平成29年3月31日までの2年間、市民の方により一層利用していただくこと、および使用料の激変を緩和するための措置です。平成29年4月1日からは市民以外の使用料に統一となります。